

平成 年 月 日

マンション維持管理基準適合確認申請書

住宅金融公庫

支店長 殿

(住 所)
(会 社 名)
(代表者名)
連 絡 先

印

公庫事業者番号

共同事業者の有無 有 無

- *代理人（支店長等）に委任するときは、代理人の住所、役職名及び氏名をご記入ください。
- *共同事業の場合にあつては、代表の事業者（売主）が上記にご記入いただき、それ以外の事業者は裏面にご記入ください。
- *事業者が6以上の場合の本申請書の作成方法及び提出方法は公庫支店にお問い合わせください。

下記のとおり、この申請書（裏面）記載の確認事項及び遵守事項を了知の上、マンション購入資金融資の維持管理基準適合確認を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

物件概要	マンション名	
	所在地	
	設計審査合格年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号
	販売開始予定年月日	平成 年 月 日
	販売予定価額 (最高) 万円 (m ²) (最低) 万円 (m ²) (最多) 万円 (m ²)	
譲渡する敷地の権利	所有権 地上権 (普通 ・ 定期 ・ 建物譲渡特約付) 賃借権 (普通 ・ 定期 ・ 建物譲渡特約付)	

維持管理基準	①修繕積立金（月額）	円/戸
	②使用料（月額）	円/戸
	③修繕積立基金（120ヶ月で除した額）	円/戸
	修繕積立金等（①～③の計）	円/戸
	設計（竣工）図書の保管場所	

- (添付書類) ①設計（変更）審査判定通知書（マンション）(写)
- ②設計（変更）審査申請書（マンション）付表1（写）
- ③管理規約案 } チェック欄
- ④長期修繕計画書案
- ⑤販売に関する届出書

住公 支発第 号 ()
平成 年 月 日

マンション維持管理基準適合確認通知書

殿

住宅金融公庫 支店長

上記物件については、マンション購入資金融資の維持管理基準に適合していることを確認したので通知します。
(条件・その他)

公庫事業者番号									
マンション整理番号									

事業者の方は本申請書・通知書の写しを公庫融資をお申込みされる方にお渡しください。（取扱金融機関への提出が必要です。なお、共同事業者がいる場合は、裏面の写しの提出も併せて必要です。）

(裏面)

(確認事項)

1 管理規約案

添付の管理規約案において下表に掲げる事項のすべてが規定されていることを確認しています。

—管理規約案に規定する事項—

- 1 管理規約の対象となる敷地、建物、附属施設及び共用部分の範囲
- 2 区分所有者が、次に掲げる費用を納入しなければならないこと。
 - (1) 管理費
 - (2) 特別修繕費
- 3 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕に要する経費に充当する場合に修繕積立金を取り崩すことができること。
なお、修繕積立金を取り崩すことができる事項を規定する場合には、次に掲げるもののうちいずれかに限る。
 - (1) 不測の事故その他特別な事由により必要となる修繕
 - (2) 敷地、共用部分及び附属施設の変更
 - (3) その他敷地、共用部分及び附属施設の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 4 修繕積立金は、管理費と区分して経理されなければならないこと。
- 5 管理組合が管理する敷地、共用部分及び附属施設の修繕及び変更は、管理組合の業務であること。
- 6 集会の議決事項（次の事項のすべてを規定する場合に限る。）
 - (1) 収支決算
 - (2) 収支予算
 - (3) 管理費、特別修繕費及び使用料の額並びに賦課徴収方法
 - (4) 管理規約に規定されている修繕積立金を取り崩すことができる事項に対する資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し

2 長期修繕計画書案

添付の長期修繕計画書案は、次の①②に適合していることを確認しています。

- ①計画期間が20年以上であること。
- ②外壁補修工事、屋根防水補修工事及び給水管補修工事が修繕項目として掲げられており、かつ、当該工事に係る予定時期及び予定工事費用が明記されていること。

3 修繕積立金等の額

団地の住宅部分に係る修繕積立金を設け、かつ、次の総額の1戸当たり平均月額が6,000円(1戸当たりの平均専有面積が55㎡未満の場合は5,700円)以上であることを確認しています。

- ・毎月積み立てられる修繕積立金の初年度における1ヶ月あたりの額
- ・修繕積立金会計に充当される駐車場や専用庭等の使用料の初年度における1ヶ月あたりの額
- ・新築購入時に修繕積立基金(修繕積立金会計に充当されるもの)を徴収する場合は、修繕積立基金を120ヶ月で除した額

(遵守事項)

購入者に対し、重要事項説明時までには次の提示・説明等を行うことを確約します。

- 1 基準に適合した管理規約案を提示し説明すること。
- 2 基準に適合した長期修繕計画書案を提示し説明すること。
- 3 基準に適合した修繕積立金、修繕積立金会計に充当される使用料及び修繕積立基金の予定額を提示し説明すること。
- 4 設計図書又は竣工図書の保管予定場所を説明すること。
- 5 長期修繕計画及び修繕積立金は、竣工後一定時期(5年程度)ごとに点検、見直しが必要である旨、説明すること。

(住所)
(会社名)
(代表者名) 印
連絡先 - - (担当)
公庫事業者番号

(住所)
(会社名)
(代表者名) 印
連絡先 - - (担当)
公庫事業者番号

(住所)
(会社名)
(代表者名) 印
連絡先 - - (担当)
公庫事業者番号

(住所)
(会社名)
(代表者名) 印
連絡先 - - (担当)
公庫事業者番号